

○宇都宮駅東口交流広場条例

令和3年12月21日

条例第37号

改正 令和4年3月第6号

(設置)

第1条 市民福祉の増進を図るとともに、本市の玄関口にふさわしい風格と魅力ある空間の形成及び交流と賑わいの創出を図るため、宇都宮駅東口交流広場（以下「広場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 宇都宮駅東口交流広場

位置 宇都宮市宮みらい1番6

(施設)

第3条 広場に、交流広場（歩行者デッキを含む。）を置く。

(行為の禁止等)

第4条 広場においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第5号から第9号までに該当する場合であって、次条第1項の許可を受けた者が当該許可に係る範囲内において行為をするときは、この限りでない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある行為
- (2) 広場若しくは附属設備を毀損し、又は汚損するおそれのある行為
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかける行為
- (4) 火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為
- (5) 貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告物を表示する行為
- (6) 宿泊、横がその他これらに類する行為
- (7) 車両を乗り入れ、又は駐車する行為
- (8) 募金、署名運動その他これらに類する行為
- (9) 次条第1項各号に掲げる行為
- (10) その他広場の管理上支障があると認められる行為

2 市長は、広場の利用者の行為が前項各号（同項ただし書に該当する場合を除く。）のいずれかに該当し、広場の適正な管理が妨げられるおそれがあると認めるときは、広場の全部又は一部の利用を禁止し、又は制限することができる。

(使用の許可)

第5条 次に掲げる行為を目的として、広場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 発表会、集会、展示会その他これらに類する催しを行うこと。
- (2) 商品の広告その他営業に関する宣伝をすること。
- (3) 物品を販売し、又は頒布すること。
- (4) 興行を行うこと。
- (5) 業として写真又は映画を撮影すること。

2 市長は、広場の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(使用の制限)

第6条 市長は、前条第1項各号の使用が第4条第1項に規定する禁止行為(同項ただし書に該当する場合を除く。)に該当すると認めるときは、その使用を許可しない。

(使用料)

第7条 広場の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表の該当する金額の合計額を使用料として納付しなければならない。この場合において、規則で定める附属設備を使用するときは、その使用料を併せて納付しなければならない。

- 2 使用者は、前項の使用料を市長が定める日までに納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。
- 4 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市は、その責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例の施行規則に違反したとき。
- (2) 第4条第1項各号の規定に該当するとき(同項ただし書に該当する場合を除く。)
- (3) 第5条第2項の条件に違反したとき。
- (4) 詐欺その他不正な手段により使用の許可を受けたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が管理上必要があると認めるとき。

(指定管理者による管理)

第9条 市長は、広場の設置目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者（以下「指定管理者」という。）に広場の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第10条 前条の規定により指定管理者に広場の管理を行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第4条第2項の利用の禁止又は制限に関する業務
- (2) 第5条第1項の使用の許可及び第6条の使用の制限に関する業務
- (3) 広場の維持及び管理
- (4) 第1条の設置目的を達成するために必要な広場の運営、事業の実施等に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前項に規定する場合において、第4条第2項、第5条、第6条及び第8条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(管理の基準)

第11条 指定管理者は、この条例、この条例の施行規則及び広場の管理に関する協定の定めるところに従い、適正に広場の管理を行わなければならない。

(利用料金)

第12条 第10条第1項に規定する場合において、第5条第1項の許可を受けた者は、別表の該当する金額の合計額を利用料金として指定管理者に納付しなければならない。

2 前項の場合において、附属設備を利用するときは、その利用料金を併せて納付しなければならない。

3 第7条の規定は、利用料金については、適用しない。

4 第9条の規定により指定管理者に広場の管理を行わせる場合における第5条、第6条、第8条及び第10条並びに別表（備考を含む。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条の見出し	使用	利用
第5条第1項	使用	利用
第6条の見出し	使用	利用
第6条	使用	利用

第8条の見出し	使用許可	利用許可
第8条	使用者	第5条第1項の許可を受けた者
	使用を	利用を
	使用許可	利用許可
	使用の	利用の
第10条第1項	使用	利用
別表	使用	利用
別表備考第1項	使用許可	利用許可
	使用する	利用する
	使用料	利用料金
別表備考第2項	使用時間	利用時間
	使用料	利用料金

5 利用者は、第1項及び第2項の利用料金を市長が定める日までに納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

6 指定管理者は、第1項及び第2項の利用料金を自己の収入として収受するものとする。

(令4条例6・追加)

(利用料金の承認)

第13条 前条第1項及び第2項の利用料金は、別表に定める金額の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

2 市長は、利用料金が第9条の管理に係る業務の適切な運営に要する費用に照らし妥当なものと認めるときは、前項の承認を与えるものとする。

3 指定管理者は、第1項の承認を受けたときは、速やかにその利用料金を公表しなければならない。

(令4条例6・追加)

(利用料金の免除)

第14条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(令4条例6・追加)

(利用料金の不還付)

第15条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(令4条例6・追加)

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(令4条例6・旧第12条線下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年11月1日から施行する。

(準備行為)

2 広場の使用の許可について必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (令和4年3月24日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第7条関係)

区分		金額
交流広場（歩行者デッキを除く。）	1階部分の使用	日額 19,010円
	2階部分の使用	日額 19,140円
	3階部分の使用	日額 26,400円
附属設備	附属設備の種類に応じて、その整備又は取得に要した額を基準として、市長が定める額。ただし、これにより難しい場合においては、その使用に係る費用の範囲内で、市長が定める額とする。	

備考

- 1 交流広場を第5条第1項第2号から第5号までの行為を目的とする同項の規定による使用許可を受けて使用する場合の使用料の金額は、当該施設に係る金額の2倍の額とする。
- 2 使用時間が4時間以下の時間で使用する場合の使用料の金額は、当該施設に係る金額の3分の1の額（100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。